

～ 尼崎市立小学校新1年生の保護者の皆さまへ ～

学校給食の申込みと給食費についてお知らせ

尼崎市では小学校等の学校給食費は令和3年4月より尼崎市が徴収管理を行う「公会計」に移行しており、給食費は市が徴収管理を行うものとしています。

このお知らせは、小学校給食の申込みと学校給食費の納付について、ご案内するものです。

保護者様におかれましては下記事項をご一読の上、「学校給食申込書の提出」及び学校給食費の納付にあたり「口座振替の手続き」をお取りいただけますよう、よろしくお願いいたします。

1 学校給食費について

1年間の学校給食費は、「1食あたりの単価×年間給食予定回数」となります。

年間給食予定回数	183回
1食あたりの単価	240円
年間の学校給食費	43,920円
納付月額(4月～7月、9月～2月)	4,000円
納付月額(3月)	3,920円

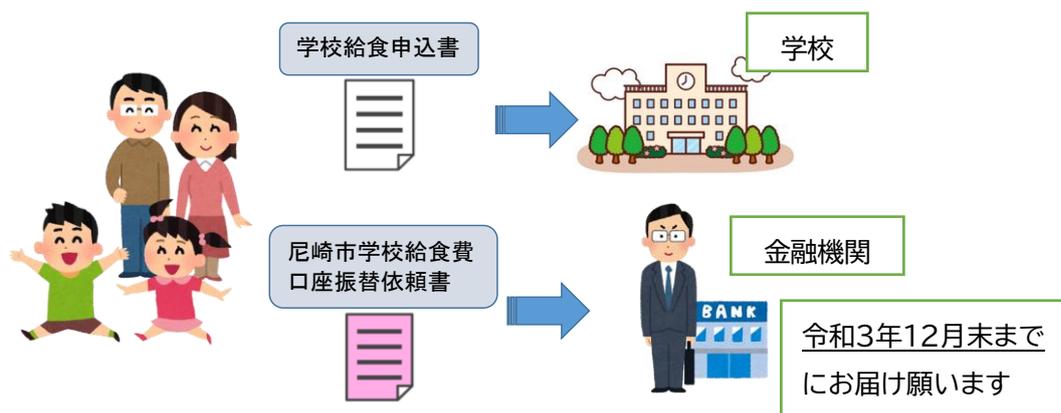
※特別支援学校小学部も同額の徴収となります。

なお、インフルエンザ等による学級・学校閉鎖、非常変災時における臨時休校の場合、この期間に使用を予定していた給食物資の購入をキャンセルすることは困難なため、学校給食費は徴収の対象となりますので、ご了承ください。

2 学校給食の申込み及び口座振替の手続きについて

申込み等にあたっては、①学校給食申込書(第1号様式)、②尼崎市学校給食費口座振替依頼書をご記入の上、①は在籍する学校に、②は令和3年12月末までに給食費の口座振替を行う金融機関に提出願います。

それぞれの記入例をご参照いただき、①②ともに児童お一人につき1部ご提出願います。



- ◆口座振替のお手続きは、「尼崎市学校給食費口座振替依頼書(桃色の表紙)」にご記入の上、「口座の通帳」と「お届け印」と併せて、下記の取扱金融機関にご持参ください。
- ◆取扱金融機関であれば、尼崎市内外を問わずいずれの店舗の口座でもお手続きいただけます。
- ◆金融機関窓口での手続き完了後、お客様控え（保護者様控え）1枚のみが交付されますので、お手元で保管願います。

取扱金融機関

- 【銀行】 三井住友銀行、りそな銀行、三菱 UFJ 銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、みなと銀行、京都銀行
- 【信用金庫】 尼崎信用金庫、北おおさか信用金庫、播州信用金庫
- 【農業協同組合】 兵庫六甲農業協同組合

3 学校給食費の納付方法について

学校給食費の納期限は、毎月28日です。

納期限が土、日、祝日の場合は金融機関の翌営業日となります。

- ◆学校給食費は、原則として毎月 28 日引き落としの「口座振替」による納付となります。

※ 口座振替手数料は尼崎市が負担します。

※ 各学校における学年諸費などの「学校徴収金」の引き落とし日とお間違いの無いようお願いします。

- ◆残高不足で振替不能となった場合は20日以内に督促状を送付しますので、取扱金融機関の窓口で納付願います。

- ◆口座振替の届出がお済みでない場合は、学校を通じて納付書をお渡しします。毎月納付期限までに取扱金融機関にて必ず納付願います。

4 学校給食費の調整について

- ◆給食の停止又は開始に伴う調整について

入院や市外転出入等に伴い、給食を喫食しない又は喫食する期間があらかじめ判明しており、給食停止又は開始日の7日前までに「尼崎市学校給食(停止・再開)届」を学校へ提出している場合は、給食実施回数に応じた学校給食費を算定し、3月分等の徴収時において、学校給食費の調整(追加徴収・減額徴収)を行います。

なお、給食の停止は、傷病や入院、市外転出等やむを得ない場合に限ります(嗜好や旅行等私的な理由での停止は認められません)。

また、給食費の減額調整は停止届を学校が受領した翌日から起算して 7 日後からとなり、かつ土日祝日を除き 5 日以上連続で給食を停止する場合に限りま

◆牛乳アレルギー(乳糖不耐症を含む)に係る牛乳停止に伴う調整について

牛乳アレルギー(乳糖不耐症を含む)の方で、医師の指示により牛乳の飲用ができない場合は、「牛乳アレルギー等に係る給食費減額申請書」を提出いただくことで、飲用牛乳を停止し、下表のとおり牛乳単価を学校給食費から減額調整を行います(嗜好や経済的な理由など、アレルギー等以外の理由による牛乳提供の停止及び減額は原則認められません)。

牛乳アレルギー(乳糖不耐症を含む)に伴い、飲用牛乳の停止手続きを行う場合は、医師の診断書を学校に提出し、学校と牛乳の提供停止についての確認を行った後、学校から申請書を受け取り、必要事項を記入の上、学校に提出願います。

なお、申請書は牛乳の停止を希望する日の7日前までに、学校に提出していただかなければ、牛乳の発注停止が行えず、希望する日よりの減額が不可となりますので、ご注意願います。

1食あたりの単価	240円
牛乳単価	57円
牛乳提供なし1食あたりの単価	183円
年間給食予定回数	183回
牛乳提供なし年間の学校給食費	33,489円
牛乳提供なし納付月額(4月～7月、9月～2月)	3,050円
牛乳提供なし納付月額(3月)	2,989円

※特別支援学校小学部も同額の徴収となります。

5 住所及び氏名、振替口座等の変更、転校を行う場合について

◆住所・氏名など「学校給食申込書」の記載事項に変更があった場合は、学校から「学校給食申込事項変更届」をお取り寄せいただき、学校に提出願います。

◆市立学校における転校の場合は、転校前の学校に「学校給食申込事項変更届」を提出願います。

◆市外への転出や私立学校へ転校する場合は、学校から「尼崎市学校給食(停止・再開)届」をお取り寄せいただき、給食の停止を希望される7日前までに学校に提出願います。

※各種届出様式は、尼崎市教育委員会学校給食課のホームページでダウンロードできます。

◆口座振替を行う金融機関の変更をされる場合や口座名義人の名字が変更となった場合は、学校から「尼崎市学校給食費口座振替依頼書」をお取り寄せいただき、金融機関(11金融機関)にてお手続き願います。

6 法的措置(滞納整理)について

保護者の皆さまに収めていただく学校給食費は、給食物資の購入費にその全てを充てており、学校給食費の滞納が生じると、学校給食の事業運営に影響を及ぼすこととなります。

滞納が続き、納付の督促等に対しても、納付していただけない保護者に対しては、法的措置として裁判所に「支払督促」の申立て等を行うなどの滞納整理を実施していくこととなります。

納期限までに納付が困難なご事情がある場合は、学校給食課までご相談ください。



Q1 食物アレルギー等での給食対応はどの様になりますか。

A1 牛乳アレルギー(乳糖不耐症等を含む)の児童生徒については、1食あたり単価から牛乳単価を減額した金額を1食分として算出し、徴収するものとします。なお、食物アレルギー等があり、その日の副食の全部又は一部を喫食しない場合であっても、副食の費用は徴収します(牛乳アレルギー以外による給食費の減額はありませので、ご了承願います)。

(注) 牛乳アレルギー等を含む食物アレルギー等で年間を通じて給食を全部又は一部喫食できない場合については、医師の診断書等の情報に基づいて、学校と十分に相談していただきますようお願いいたします。

Q2 口座振替以外では支払いができないのですか。

A2 原則、口座振替となります。残高不足等で振替不納となった場合は、納付書でのお支払いとなります。なお、口座振替の届出がお済みでない場合は、学校を通じて納付書をお渡しますので、毎月納付期限までに取扱金融機関へ持参の上、納期限までに必ず納付願います。

Q3 学校給食費の支払が遅れた場合はどうなりますか。

A3 資金不足により口座振替ができない場合は、振替期日から20日以内に督促状を送付しますので、速やかに納付願います。督促状送付後においてもなお、お支払いいただけない場合は電話催告、催告書の送付、家庭訪問を行い、最終的には法的措置を講ずることとなります。

法的措置としては、裁判所に「支払督促」の申立てを行うこととなります。これは、裁判所書記官が金銭(滞納給食費)の支払いを求める制度で、異議申立てがなければ、判決と同様の法的効力を有するものとなっています。

Q4 学校給食費の支払が遅れた場合、遅延損害金は請求されますか。

A4 遅延日数分の遅延損害金を併せて請求させていただきます。遅延損害率は民法第404条及び同419条第1項により法定利率(令和2年4月1日現在、年3%)で計算します。

【遅延損害金＝遅延額×遅延損害率(年率)÷365日×遅延日数】

Q5 当日、急遽学校を休ませないといけなくなった場合、学校給食費は返還されますか。

A5 小・小学校等における給食提供にあたっては、1日約3万食分の給食物資を確保し、調達しています。これら大量の給食物資の調達には相当期間前に発注を完了する必要があるため、急な食材発注の変更やキャンセルができないものとなっています。

従いまして、急に休まざるを得ない状況になっても、「尼崎市学校給食停止・再開届」を休む日の7日前までに学校に提出されていない場合は、学校給食費を徴収することとなりますので、ご了承願います。

(問い合わせ先)

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課

〒661-0024 兵庫県尼崎市三反田町1丁目1番1号 教育・障害福祉センター3階

電話番号: 06-4950-5675、ファクス番号: 06-4950-5658

メールアドレス: ama-gakkokyushoku@city.amagasaki.hyogo.jp